

## 対面型インタビューにおける新型コロナウイルス感染症予防対策暫定ガイドライン

2020年10月14日

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会  
定性カリキュラム小委員会

### 1. 本暫定ガイドライン策定の趣旨

- ・ 2020年5月25日、東京都を含む全都道府県で新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除され、各種規制の段階的緩和がスタートした。しかし、社会活動の増加に伴い、6月下旬以降、感染の再拡大がみられ、8月上旬でピークアウトしたとみられるものの、依然予断を許さない状況が続いている。人と人の対面を伴う社会経済活動においては、いわゆる3密（密閉・密集・密接）回避をはじめとする感染予防対策を徹底させることが、引き続き重要な社会的要請となっている。
- ・ 市場調査業界においても、政府・東京都等の指針を参考に、対面式調査手法のひとつであるグループインタビューおよびデプスインタビュー（あわせて以下「インタビュー調査」と表記）の実施において、適切な予防策を伴う運営を徹底させるため、本暫定ガイドラインを策定するものである。
- ・ なお、今後も感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。

### 2. インタビュー調査を実施する市場調査会社への要請事項

#### （1）オンラインインタビューとリアル対面型インタビュー（以下「対面型インタビュー」）

- ・ コロナ禍の3月以降、インタビュー調査はオンラインでの実施に切り替わり、ここまでに多くの試行錯誤を繰り返す中で実績を積み、実施環境が整備されてきている。対面型インタビューで得ていた情報のかなりの部分はオンラインインタビューによっても取得できるようになっているため、感染防止の観点からは、オンラインで実施できるものはオンラインインタビューでの実施が望まれる。
- ・ 一方、調査テーマや内容によっては対面型インタビューの実施を望む声もあり、感染防止策を講じたうえでの対面型インタビューも実施されている。対面での実施が必要な場合は、「3. インタビュー調査実施に際して講じるべき具体的な対策」を遵守し、感染リスクの低減に努めるものとする。

#### （2）感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集し、関連法令上の義務を遵守するとともに、各種要請事項への適切な対応を図る。
- ・ 予防対策は従業員のみならず、調査の実施（実査）に関わる外注先（フリーランスを含む）についても同様の対策・配慮を行う。

### **(3) スタッフの健康確保**

- ・ 対面型インタビュー調査に関わる従業員、アルバイト、外注先など全てのスタッフに対し、調査実施前に新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状（発熱、味覚・嗅覚異常など）の有無を確認させ、体調の思わしくない者は実査への参加を見合わせ、必要に応じて帰宅させる。
- ・ 発熱、味覚・嗅覚異常などの症状により自宅で療養することとなったスタッフは、必ず医師や保健所へ相談した上で治療にあたらせ、感染の疑いがなく、症状が改善されるまで状況を確認する。
- ・ モデレーターや書記が、実査直前や当日に体調不良に陥り、業務を遂行できなくなる可能性があることを踏まえ、予めその際の対策を講じておく。

### **(4) クライアント・調査対象者への対策説明と同意取得**

- ・ 対面型インタビュー調査の実施にあたっては、事前にクライアント及び調査対象者に感染防止対策について説明し、了承・同意を得るものとする。
- ・ クライアントには、感染防止対策の実施に伴う調査所要日数や費用の増加可能性について事前に十分な説明と調整を行い、同意を得るものとする。

## **3. インタビュー調査実施に際して講じるべき具体的な対策**

### **(1) 調査設計時**

- ・ インタビュー時の密な状態を避けるため、1 グループの対象者人数は、対象者間および対象者とモデレーターの隔を最低 1 m 以上空けられる人数に留めることを推奨する。
- ・ 調査対象者の拘束時間をできるだけ短くし、長くても 2 時間以上とならないように留意する。

### **(2) リクルート時**

- ・ リクルート時点において、発熱、風邪などの症状のある方、及び最近 1 ヶ月間海外渡航歴のある方、または、海外渡航歴のある人に接触した方、最近 1 ヶ月間に本人または同居の家族がコロナウイルスに感染したか、または感染者に接触した方を除外する。
- ・ リクルート時に、インタビュー調査参加にあたっての注意事項や確認事項（発熱等の症状がある場合の参加不可、参加前の検温、手指の消毒、マスクの着用など）を伝え、同意を得る。
- ・ インタビュー調査直前の参加可否確認の際にも、本人及び同居者の状況確認、及び参加にあたっての注意事項・確認事項を再確認する。

### **(3) インタビュー当日**

#### **① スタッフの体調確認及び対策の実施**

- ・ 実査に関わるスタッフは出勤前の健康状態の報告・検温、開始時・休息時などの手洗いを徹底する。
- ・ 実査に関わるスタッフは必ずマスクを着用するか、必要に応じてフェイスシールドを着用して業務にあたる。関係スタッフ同士は、できるだけ 2 メートルを目安に一定の距離を保つように努める。休息時等も 3 密にならないように距離を保ち、換気、消毒を行う。

#### **② インタビュー会場の設営**

- ・ 出入口または受付に手指消毒液を設置する。また、検温計（体温計）、予備のマスクを用意しておく。
- ・ 飛沫感染防止のため、会場内では通常の座席を間引き、1メートル以上の間隔を開けて設置し、かつ机に間仕切りのボード等を設置する（間隔の確保）。
- ・ 通常6人の対象者で実施するような一般的なインタビュールームの場合は、対象者、スタッフ含め、5名程度とする。
- ・ 会場の窓やドアを開けて常時もしくは、適宜、換気する（1時間に、2回程度を推奨する）。
- ・ 始業前、休息後、終業時に机、イス、ドアノブ、筆記用具など、スタッフ及び調査対象者が触れる設備品を消毒液で拭き、記録する。
- ・ 机、イス、筆記用具など、調査対象者が触れたものは対象者が入れ替わる度に消毒液で拭き、ウイルス除去を行う。
- ・ 飲み物を提供する場合は蓋つきのペットボトルを個人に配布し、軽食・菓子などは提供しない。
- ・ 会場での謝礼の受け渡しはトレイに載せて行うなど、直接的な接触をできる限り避ける。

### ③ 受付

- ・ 受付にて体調を申告していただき、検温を依頼し、37.5度以上ある方は除外する。
- ・ 会場内では、試飲・試食の際以外はマスクまたはフェイスシールドを着用し、入室の際に手指の消毒をしていただく。

### ④ 対象者

- ・ 事前の了承の有無にかかわらず、当日は基本的にマスクの着用を求める。
- ・ 対象者がマスクを外したい場合は、別途透明マスクやフェイスシールドを用意するなどの対策をとる。

### ⑤ インタビュアー

- ・ 実査中は原則マスクを着用するものとし、必要に応じてフェイスシールド等も着用する。
- ・ 必要があってマスクを外す場合には、対象者全員の了解をとった上で行う。

### ⑥ 実査時の対策

- ・ 実査中も可能な限り換気を行う。
- ・ 大声での会話を抑制し、対象者同士の間隔が近くなるよう配慮する。
- ・ インタビュー中に使用する資料などがある場合は、ゴム手袋などを装着し、直接触れないように留意して配布する。
- ・ 紙の提示物など消毒できない資料は使い回しを避け、毎回新しいものを用意する。

### ⑦ 試食・試飲がある場合の注意

- ・ マスク等の他、ゴム手袋などを必ず着用し、試飲・試食製品、提供容器などに直接触れないようにする。ゴム手袋は適宜付け替える。
- ・ 開始時、休息後、終了時に、使用する机、用具を消毒液で拭き、手洗い・ウイルス除去を行い、記録する。
- ・ 試飲・試食製品を提供する皿、コップ等は原則として使い捨てのものを用いる。必要に応じてガラス等の容器を用いる場合には、使用後は必ず消毒液に浸けた後に洗浄するか、煮沸消毒してから再使用する。

- ・ 使用後の皿、コップ等は直接触れないようにして廃棄し、トレイは消毒液で拭く。

#### **(4) クライアント等の見学**

- ・ クライアントの見学に関しては、会場の広さに応じ、概ね 2 mの間隔を取れる人数に留めていただく。
- ・ 入室にあたっては、体調確認、検温、手洗いを実施の上、必ずマスク等を着用して参加してもらう。体調の悪い場合には見学をお断りする。
- ・ 見学が予定されるクライアントにあらかじめ感染防止対策の内容を説明し、理解を促す。

#### **4. その他の留意事項**

- ・ その他、特段の指定がない事項については、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（最新版、以下同様）、新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」、経団連の「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、東京都「事業者向け 東京都感染拡大防止ガイドライン」等の勧告・提言に従うものとする。
- ・ 実施後に参加者の中から感染者が確認された場合は、当該地域の保健所に連絡を取り、その指示に従って適正に対処する。

##### (参考情報)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2020年3月28日5月25日変更）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0525.pdf)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（2020年8月28日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000664804.pdf>
- ・ オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（2020年5月14日）  
[https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040\\_guideline1.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.pdf)
- ・ 事業者向け 東京都感染拡大防止ガイドライン（2020年5月22日9月3日変更）  
[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/007/968/2020090301.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/968/2020090301.pdf)

以上